

監 事 の 意 見 書

農業保険法第 53 条第 1 項の規定により令和 7 年 5 月 7 日に理事より提出された令和 6 年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分案ならびに不足金処理案の各事項の調査を遂げ、いずれも正確、適正なることを認めます。

令和 7 年 5 月 22 日

滋賀県農業共済組合

代表監事 内 田 仁 一

監 事 坂 田 東 作

監 事 大 脇 利 博